（自衛消防業務再講習について定める件の一部改正）

第四条　自衛消防業務再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十五号）の一部を次のように改正する。

「当該講習の課程を修了した日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（防災管理再講習について定める件の一部改正）

第五条　防災管理再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「修了した日」及び第二号中「直近の再講習の課程を修了した日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部改正）

第六条　消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成二十年消防庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第一中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部改正）

第七条　消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「免状の交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「免状の交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部改正）

第九条　消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成二十年消防庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「免状の交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日までに、第一条による改正前の甲種防火管理再講習について定める件第一号又は第二号に規定する再講習を受けなければならない者については、同条による改正後の甲種防火管理再講習について定める件第一号又は第二号の規定にかかわらず、当該再講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際現に交付されている特種消防設備点検資格者免状、第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状は、それぞれ第七条による改正後の消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件別記様式の特種消防設備点検資格者免状、第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状とみなす。

4　この告示の施行の際現に交付されている防火対象物点検資格者免状は、第八条による改正後の消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件別記様式の防火対象物点検資格者免状とみなす。

5　この告示の施行の際現に交付されている防災管理点検資格者免状は、第九条による改正後の消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件別記様式の防災管理点検資格者免状とみなす。

○消防庁告示第九号

消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十四条第三項の規定に基づき、消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成十七年消防庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官　久保　信保

第一条第一号中「消防庁長官が指定する試験」を「予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したもの」に改める。

第六条を削る。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（予防技術検定の実施基準）

第三条　予防技術検定は、公正に、かつ、次条から第七条までに規定する基準（以下「予防技術検定基準」という。）に適合する方法により、行われなければならない。

第七条中「第五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（予防技術検定の確認）

第八条　予防技術検定基準に適合する試験を行う者は、消防庁長官に対し、当該試験が予防技術検定に該当することの確認を求めることができる。この場合においては、当該者は、次の各号に掲げる書類を消防庁長官に提出するものとする。

一　当該者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び予防技術検定に該当することを消防庁長官が確認した試験を開始しようとする年月日を記載した申請書

二　当該者が行う試験が予防技術検定基準に適合することを証する書類

三　当該者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書

2　消防庁長官は、前項の規定による求めがあった場合には、当該試験が予防技術検定基準に適合するものであることを確認するものとする。この場合において、消防庁長官は当該確認のために必要があると認めるときは、当該確認を求める者に対し、前項各号に掲げる書類のほか必要があると認められる書類の提出を求めることができる。

3　消防庁長官は、前項の規定により当該試験が予防技術検定基準に適合することを確認した場合においては、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該試験が予防技術検定に該当することを周知するものとする。

（消防庁長官による措置命令等）

第九条　消防庁長官は、前条第二項の規定により予防技術検定に該当することを確認した試験が予防技術検定基準に適合しなくなったと認めるときは、当該予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　消防庁長官は、予防技術検定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定の業務に関し必要な報告を求めることができる。

（確認の取り消し）

第十条　消防庁長官は、予防技術検定を行う者が前条第一項の規定による命令に違反したとき又は同条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、第八条第二項の規定により行った予防技術検定に該当することの確認を取り消すことができる。

2　消防庁長官は、前項の規定により予防技術検定に該当することの確認を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を周知するものとする。

3　第一項の規定による処分は、前項の規定により周知することによってその効力を生ずる。

（予防技術検定の業務に係る休廃止の届出）

第十一条　予防技術検定を行う者は、予防技術検定に該当する試験を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもって、その旨を消防庁長官に届け出なければならない。

一　休止又は廃止の理由

二　休止又は廃止の時期

三　休止にあっては、その期間

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年九月一日から施行する。